



令和8年2月9日

里庄町長 赤木 功 様

里庄町上下水道事業運営審議会
会長 熊代和樹

健全な水道経営のための適正な水道料金のあり方について（答申）

令和7年10月6日付け里上水第281号で諮問のあった里庄町水道事業の運営について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。なお、留意されるべき事項を付帯意見として申し添えます。

記

1 料金改定

「適正な水道料金のあり方」について審議した結果、健全な水道経営を継続するため、水道料金の改定を行うことが必要である。

里庄町水道事業の水道料金は、平成9年の改定以降、消費税率変更を除き28年間一度も値上げをすることなく、現行の水道料金を維持している。しかし、近年の急激な社会情勢の変化による工事費や人件費などの高騰、大規模地震等災害に備える耐震化の加速に要する費用増加は、避けられないのが現状である。その一方で、人口減少に伴う水道料金収入の減少が続き、事業継続に必要な資金確保が困難となることが明らかである。

現行の料金体系のまま事業経営を継続した場合、当年度純利益は減少し、令和10年度には赤字経営となる見通しとなっている。

2 料金改定率

料金改定率は15%以上とすることが妥当である。

この改定率は、令和8年10月から令和12年度までの4年6か月間を算定期間として総括原価（営業費用・支払利息・資産維持費の総額）を求め、これと同等の給水収益を確保するために必要な改定率である。

「独立採算の原則」「受益者負担の原則」という水道事業における基本原則に基づき審議を進める中で、「値上げはやむを得ない」「災害時でも事業を継続できなくてはならず、資金の積立をしなくてはならない」などの事務局からの提案に同意する意見が多く示された。

検討の結果、これらを総合的に勘案し、値上げに伴う住民生活への影響を可能な限り低く抑える必要があると考え、改定率は事務局が示す15%以上を妥当と判断した。

3 料金改定時期

今回の料金改定の基となる総括原価の算定期間は令和8年10月から令和12年度であり、算定期間の当初である令和8年10月からの改定が望ましい。

4 料金体系および料金表

料金体系について、生活用使用者の値上げの影響を低く抑えるため、口径13および20mmは、従量料金の区画別料金制を継続し、さらに、口径25mmの区画別料金制を廃止することで、13および20mmの上昇幅を抑えた下記の表の料金改定が妥当である。

改定後の料金表

口径	基礎料金	従量料金	従量料金
		(10m ³ /月以下)	(11m ³ /月以上)
13mm	900円	80円	175円
20mm	1,400円		
25mm	1,900円	175円	
40mm	4,400円		
50mm	9,400円		
75mm	17,600円		

(1ヶ月) (税抜き)

5 付帯意見

当審議会として、財政収支の厳しさは理解するものの、単に使用者に料金改定をお願いするだけでなく、次のことについて、町当局として努力することを強く要請する。

(1) 料金改定にあたっての留意事項

料金改定にあたっては、住民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、改定の必要性や内容について、十分な周知に努めること。

(2) 水道料金の適正化

長期的な事業運営を視野に、水需要の動向や社会情勢を注視し、水道料金が適正であるか、5年ごとに検証する機会を設けること。さらに、公益社団法人日本水道協会が示す、全ての口径における従量料金の均一料金制導入の検討を行うこと。

(3) 経営健全化等の取組み

水道事業の経営にあたっては、経営の合理化、効率化など、一層の経営改革に取り組み、適正に施設の耐震化を進めて行くとともに、災害などの緊急時の対応に最低限必要な資金残高2億円以上の確保に努めること。

6 おわりに

水道は住民の日常生活に欠かすことができない重要なライフラインである。

これからも住民に信頼される水道であり続けるために、健全な経営を維持しながら、水道の使命である安全・安心な水道水の安定供給に努められたい。

■里庄町上下水道事業運営審議会

(会 長) 熊代 和樹

(副会長) 平野 敏弘

(委 員) 赤木 正登

浅野 久美子

岡村 咲津紀

小林 展久

坂尾 真二

中里 房子

堀 朝子

山田 恵津子

(委員については五十音順)